

このまちの教育・文化を私たちの手で

1000人の夢寄金

公益財団法人北九州活性化協議会

事業概要

【趣旨】

公益財団法人北九州活性化協議会(以下KPEC)は、産・学・官・民の英知と活動力をひとつにまとめる軸としての役割を担い、市内主要企業のCSR(※1)精神を背景に、北九州市の一層の活性化の実現を目指して様々な活動に取り組んでいる民間団体です。

これまでの北九州市のまちづくりは、時代の要請を背景にハードの整備に重きがおかれ、町並みや道路・河川の整備が進み、まちの表情が美しく変わるなど一定の成果を得ることができました。しかし社会状況や市民意識が大きく変化しつつある今日、まちを活性化するための課題もまた大きく変わり始めています。本市がこれまで以上に「住んでみたいまち」「住んで良かったと思われるまち」に育つためには、まちの経済力を高めることはもちろんですが、人を育み、人の心を豊かにする都市格(教育力・文化力: ※2)を一層高めることもまた非常に重要な課題だといえます。これは教育、文化の分野において、高いソフト力とそれらを担う人材を育てていくことにほかなりません。

本市には、自主的にまちづくりに取り組んでいる多くの個人や団体が存在しますが、その中から、都市格を高めていく将来性のある活動を継続的に支援し、育てていくことが重要です。今後の都市経営を考えれば、まちづくりを行政ばかりに頼るのではなく、民間が自分たちの手でまちを育てていくことに今まで以上に積極的になることが大切です。そのようなまちこそが、都市格の高いまちといえるのではないのでしょうか。まちを愛する市民の熱い「想い」を集めてまちづくりを支援する体制、言い換えれば「支援をしたい人と支援を必要とする人を「かけ橋」で結ぶ民間の大きな仕組み」が本市には必要だと思います。

そこでKPECでは、民間の力を結集し、教育や文化的活動を行う法人・個人・団体に対して活動費用を助成する目的で「1000人の夢寄金」(以下、当寄金)を設立いたします。北九州市の未来のために、私たちの手でこのまちの教育力・文化力を共に育み、真に魅力あるまちづくりを進めて行こうではありませんか。

※1 KPECが考えるCSRの「C」とは

一般的にCSRとは、Corporate Social Responsibility(企業の社会的責任)を意味しますが、KPECでは、CSRの「C」を右図の通り、企業のみならず市民も含めたものと考えています。



※2 KPECが考える「都市格」とは

都市格とは都市の品格のことであり、KPECでは、教育と文化を、都市の品格を高める重要な基本要素と考えています。

【目的】

この事業は、北九州市の都市格を高めていくという趣旨に賛同する法人・個人・団体から広く寄付金を集め、北九州市民の自主的な教育・文化活動に対する活動費用の助成を行うことで、このまちの都市格の向上を図り、北九州市の活性化に寄与することを目的とします。

【事業内容】

北九州市の都市格を高めるため

- ① 趣旨に賛同する個人・法人・団体から広く寄付金を集め、「寄金」を設立する。
- ② 教育・文化に関する市民の自主的な活動を募り、設立した寄金をもって活動費用を助成する。
- ③ 当事業についての広報活動等、当事業の目的を達成するために必要な事業を行う。

【1000人の夢寄金の特徴】

■市民の市民による市民のための寄金です。

当寄金は、民間団体であるKPECが管理・運営する寄金です。

これからのまちづくりは行政に頼るだけでなく、そのまちの市民が自らの手でまちを育てる取り組みを行わなければなりません。そこで、当寄金は、市民の力を集め、市民自らの手で北九州市の都市格を高める市民活動に特化して支援します。

■教育・文化活動に対する資金助成を行います。

寄付金は以下の教育・文化活動への助成金として活かします。

- 北九州市の都市格を高めるために必要と思われる高質な活動
- 原則として北九州市内で実施される活動、または北九州市民が市内外で実施する活動

■寄付者の意志を尊重します

- 寄付者の意志を尊重し、助成分野を指定した寄付も受けつけます。但し、特定の事業・活動を指定することはできません。
- 遺贈(香典返し等)または相続による取得財産の寄付を受けつけます。

■寄付金に対する税制上の優遇措置が受けられます。

1000人の夢寄金にご寄付いただいた場合、次のとおり税制上の優遇措置を受けることができます。

個人) たとえば・・・1000人の夢寄金に10万円を寄付したとします。

所得税 所得税の控除は所得控除と税額控除の2とおりの方法があり、1000人の夢寄金への寄付はいずれも選積が可能ですので、寄付者にとって有利な方法を選積ください。

所得控除の場合 100,000円-2,000円=98,000円が寄付控除の金額になります。
(ただし、寄付総額が年間課税所得の40%までとなります。)
所得税率10%の人は、98,000円×10% = 9,800円
20%の人は、98,000円×20% =19,600円が所得税の軽減額になります。

税額控除の場合 (100,000円-2,000円)×40%=39,200円が所得税の軽減額となります。
(ただし、軽減額は所得税額の25%が控除限度となります)

住民税 (100,000円-2,000円)×10%=9,800円が住民税から控除されます。
(ただし、寄付総額は年収の30%までとなります)
居住する市町村によって取り扱いが異なります。北九州市は軽減対象になります。

相続税 相続した財産を1000人の夢寄金へ寄付した場合、寄付した財産には相続税が課税されません。相続税の申告期限は亡くなって10カ月以内とされています。

※寄付控除を受けるには確定申告が必要です。勤務先等で実施される年末調整では寄付金控除を受けることはできませんのでご注意ください。



公益財団法人に対する寄付金は、一般の寄付金の損金算入限度額とは別枠で、その寄付金の合計額と寄付金の損金算入限度額のいずれか少ない金額が損金に算入されます。
(法人税法第37条第4項/法人税法施行令第77条第1項第1号)

損金算入限度額の計算(1年決算法人の場合) <平成24年4月1日より適用>
(資本等の金額×0.375%+当該事業所得×6.25%)÷2
※資本等の金額：資本の金額と資本積立金の合計額

※寄付金控除を受ける場合には、当財団が発行する『寄付金受領証明書』が必要となりますので事務局にご連絡ください。お申し出後、事務局から郵送いたします。
詳しくは、最寄りの税務署(住民税の場合は住民税を交付する自治体)で必ずご確認ください。

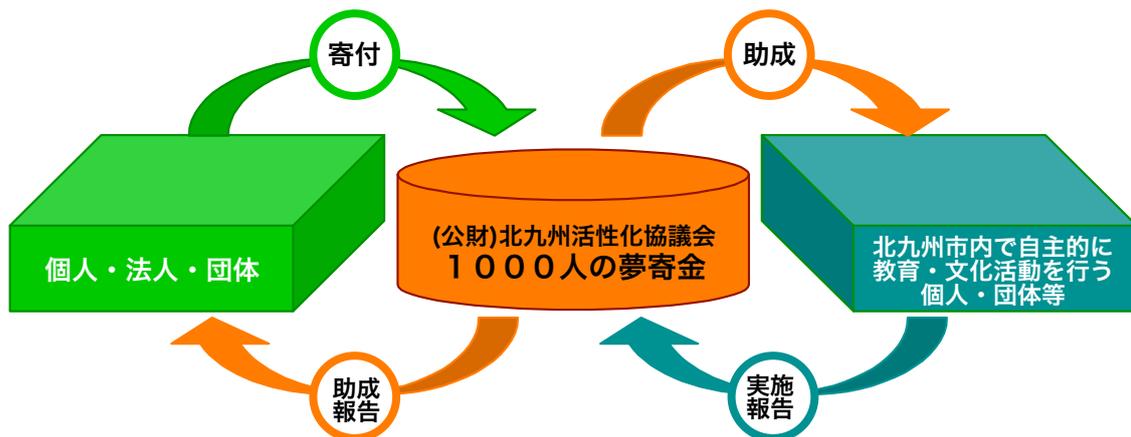
【1000人委員会】

当寄金の活動を応援して下さる方々からなる「1000人委員会」を設けます。寄付いただいた方には、同委員会メンバーになっていただき、可能であれば当寄金のPRや寄付者や助成金申請の紹介等に協力いただきます。

【1000人の夢寄金の仕組み】

■寄金のしくみ

- 趣旨に賛同する個人・法人・団体からの寄付金をもって活動費用を助成します。
- 1000人の夢寄金審査委員会を設け、助成申請者を対象に同委員会の審査を経て助成先を決定します。
- 審査にあたり必要に応じて教育・文化について高い識見を有する専門アドバイザーを設置します。
- 当該年度の寄付金は次年度以降の助成資金とします。
- 寄付者名、助成実績などの概要を、当財団の事業報告書、財団ニュースなどの刊行資料、ホームページ等で紹介し、寄付者の篤志を顕彰する一助とします。但し、匿名を希望される場合や非公開の必要がある場合は公表しません。



【寄付金お申込手続きとお振込について】

■寄付のお申込と払込み方法

当寄金専用の振込み用紙に必要事項を記入の上、郵便局でお振込みいただくか、もしくは、郵便局にある振込み用紙に氏名(法人・団体の場合は法人・団体名、代表者名、担当者名)・口数・振込み金額 郵便番号・住所・電話番号・FAX番号・E-メールアドレス、ホームページ等での寄付者名公表の可否をご記入の上、お振込みください。

※ 振込み受領書を持って、領収とさせていただきます。

※ 恐れ入りますが、振込手数料はご負担くださいますようお願い申し上げます。

■お申し込み・お問い合わせ先

〒802-0082 北九州市小倉北区古船場町1-35 北九州市立商工貿易会館6階
公益財団法人北九州活性化協議会

電話：093-541-3122 FAX：093-541-0636（担当：波多野・安部）

E-メールアドレス：yume@kpec.or.jp

1000人の夢寄金ホームページ：<http://www.kpec.or.jp/yume>